

長浜市相談支援等推進事業 (助成金) 一部改正のお知らせ

令和7年4月より

長浜市相談支援等推進事業（助成金）
の内容を以下のとおり見直します。

継続サービス利用支援又は継続障害児支援利用
援助の提供に係る助成額

変更前 7,000円/1件

変更後 5,000円/1件

○注意事項

- ・ 令和7年4月に請求いただく3月分から適用します。
- ・ 申請書の様式が一部変更となりますので、
新しい申請書をご利用ください。

長浜市相談支援等推進事業（助成金）内容

目的

地域の相談支援の充実・強化を図るため、特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者に対し助成を行います。

助成対象事業者

長浜市内又は米原市内に事業所がある指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者で**常勤かつ専従の相談支援専門員を1名以上配置**しているもの

助成対象事業

①長浜市が計画相談支援給付費の支給決定を行った人に対するサービス利用支援又は障害児支援利用援助の提供

②長浜市が計画相談支援給付費の支給決定を行った人に対する継続サービス利用支援又は継続障害児支援利用援助の提供

※①、②ともに本助成を受けようとする者と同一法人が運営する障害児通所支援事業を行う事業所又は就労継続支援A型事業を行う事業所のみを利用している利用者に対する提供を除く。

助成金の額

①20,000円/件

②5,000円/件

助成上限

助成金の交付を受けようとする指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者が配置している相談支援専門員の常勤換算数に1月あたり20を乗じて得た数を、当該年度における助成件数上限とする。なお、助成件数は助成対象事業①及び②の合計件数とする。

申請・お問合せ